

コーデックス適正動物飼養実施規範について

1. 経緯

- (1) 1999年6月、第23回コーデックス委員会総会において、動物由来食品の消費者の健康への安全性及び品質の確保に資する目的で「適正動物飼養実施規範 (Code on Practice of Good Animal Feeding)」を策定することとし、このため動物飼料特別部会 (議長国：デンマーク) の設置が決定された。
- (2) これまで計4回の特別部会会合を開催、昨年3月の第4回会合においては、別添の全7節からなる規範案について、一部議論が残るものの第26回コーデックス委員会総会に付すことについて合意が得られた。
- ・ 第1回 2000年6月
 - ・ 第2回 2001年3月
 - ・ 第3回 2002年6月
 - ・ 第4回 2003年3月
- (3) 平成15年6月に開催された第26回総会では別添規範案のうち、 定義 (パラグラフ6)、 GMO の表示 (パラグラフ11) 及び トレサビリティ (パラグラフ12、13) に関して合意が得られず、これら3点については特別部会を続行し議論すべき (ステップ6に差し戻し) とされ、残りの部分が採択 (ステップ8) されている。
- (4) 以上に基つき、本年5月に第5回部会会合を開催し、合意の得られていない3点について検討の予定。

2. 第5回特別部会会合での論点及び各国の動向

- (1) 第4回特別部会会合までにおいて、上記3点に関し概ね以下の議論があった。

定義

飼料添加物の定義に関して、多くの国において通常、飼料添加物に分類されている生菌剤、酵素、有機酸等が家畜の生産性を改善する効果があることから、「家畜の生産性の改善を目的とするもの」について飼料添加物の定義に含めるべきとする意見 (EU、日本等) と、コーデックス規格手続マニュアルにある動物薬の定義と重複することから含めるべきでないとする意見 (米国等) が対立。

GMO の表示

GMO に関する情報の表示について、各国の判断により義務付け可能とすべきとする EU 等に対し、義務付けは時期尚早とする米国等が対立。

トレサビリティ

具体的なトレサビリティ確保の手法（ラベリング、記録の保持、代表サンプルの保管等）について、どの程度まで詳しく規定するかについて参加国間の意見に相違あり。

- （２）米国が第 26 回総会時に以下の妥結案を提出しており、主要国（EC、オーストラリア、カナダ等）はこれに同調の方向

定義

飼料添加物の定義に「微生物、酵素、pH 調整剤、微量元素、ビタミン及びその類似製品は、その使用目的及び投与方法に応じて、本定義の範囲に含まれる。」旨の脚注を付与する。

GMO の表示

パラグラフ 11 を削除する。また、サブセクション 4.2 に「このサブセクションは GM 表示に関して適用されない」旨及び「GMO を含む又は GMO により生産された飼料に表示を行うか否か及び行う場合にどのような表示とするかは、コーデックス食品表示委員会で検討される食品 GMO 表示の扱いの方向を見た上で決定する」旨の脚注を付与する。

トレサビリティ

パラグラフ 12 及び 13 から、具体的なトレサビリティ確保の手法部分を削除するとともに、パラグラフ 12 に「トレサビリティ／プロダクト・トレーシング及び記録保持の方法は、食品輸出入検査・証明システム部会（CCFICS）及び一般原則部会（CCGP）におけるトレサビリティの議論の結果を見た上で決定する」旨の脚注を付与する。

第1節 序 文

1. 本規範は消費者の健康へのリスクを最小化するため、動物の健康及び環境に関連する側面も考慮し、食品チェーン全体をカバーする食品生産動物の飼料安全システムを確立するものである。本規範は、動物飼養の特別な側面を考慮して、コーデックス委員会により既に確立された食品衛生の原則に加えて適用するものである。

第2節 目的及び範囲

2. 本規範の目的は、農場段階における適正な動物飼養の基準及び原材料調達、取扱い、保管、加工及び流通の各過程における食品生産動物の飼料の適正製造基準（GMP）の遵守によって、人の消費する食品の安全性を確保することを促進することである。
3. 本実施規範は、工業的に製造されるものであれ、農場において生産されるものであれ、あらゆるレベルにおいて、動物に給餌される全ての飼料及び飼料原材料の製造及び使用に対し適用する。これは、放牧や放し飼い、飼料作物生産及び水産養殖も含む。
4. 食品の安全性に関連した動物の健康に係る問題以外の動物の福祉等はカバーしない。環境汚染物質については、このような物質の飼料及び飼料原材料中のレベルが動物由来食品の消費により消費者の健康にリスクを示し得る場合には、考慮されるべきである。
5. 飼料安全システムとは、全体としては、消費者の健康に加えて動物の健康及び環境に関する問題にも取り組むものと認められるが、本実施規範は、消費者保護のコーデックス指令を実現するにあたり、食品の安全性のみ扱うものである。それにも関わらず、本実施規範中の推奨及び実践が、より一般的な動物の健康及び動物飼養の環境的な側面において有害とならないことを確保するべく最大限の努力がなされている。

第3節 定 義

6. 本規範中の意味は；

飼 料：加工、半加工又は未加工に関わらず、あらゆる単一又は複合物質で、食品生産動物に直接給餌されるもの。

飼 料 原 材 料：家畜に対し栄養学的価値があるか否かを問わず、飼料を構成するあらゆる化合物又は混合物の成分で、飼料添加物を含む。原材料は植物、動物又は水産物由来若しくは他の有機又は無機物質である。

飼 料 添 加 物：通常それ自体では飼料として消費されない、意図的に添加されたあらゆる原材料で、栄養学的価値があるか否かを問わず、飼料又は畜産物の特性に影響を与えるもの。

薬剤添加飼料：コーデックス委員会手続きマニュアル（Codex Alimentarius Commission Procedural Manual）に定められた動物薬を含む全ての飼料。

有 害 物 質：動物の健康問題に関連する食品安全性を含む、消費者の健康へのリスクとなる、飼料及び飼料原材料中及び／又は上に存在する汚染物質等。

第4節 一般則及び要件

7. 飼料及び飼料原材料は製造、取扱い、保管及び輸送の各過程において、病虫害や化学的、物理的若しくは微生物学的汚染物質又はその他の有害な物質による汚染から保護された安定な条件下で得られ、保持されるべきである。飼料はよい状態にあり、一般的に承認された品質基準に適合すべきである。食品に生じ得る危害を管理するため、適当な場面において、適正な農耕の基準、適正製造基準（GMP）及び、可能な場合危害分析及び重点管理（HACCP）の原則に従うべきである。環境に起因する潜在的な汚染源について考慮するべきである。
8. 飼料原材料又は飼料を製造する者、食用動物を飼養する者及びそれら動物の生産物を製造する者は、潜在的な危害及びその人の健康へのリスクの程度を明らかにすべく協調する必要がある。そのような協調により、適正なリスク管理及び安全な飼養実践の保持及び発展が可能となる。

4.1 飼料原材料

9. 飼料原材料は安全な原料から得られるべきであり、食品の安全性の観点からこれまでに評価されていない製法又は技術により得られた原料についてはリスク分析を受けるべきである。用いられる手続きは、コーデックス規格の枠組みへの適用のためのリスク分析の作業原則（Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the Codex Alimentarius）に整合するべきである。特に飼料添加物製造者は使用者に正確で安全な使用をさせるよう、明確な情報を提供すべきである。飼料原材料のモニタリングとはリスクに基づいたプロトコルによる検査、試料採取及び汚染物質の分析を含むべきものである。飼料原材料は病原体、カビ毒、農薬及び消費者の健康に危害を与える可能性のある汚染物質について許容され、もし適用される場合は法定の基準に適合すべきである。

4.2 表示

10. 表示は飼料及び飼料原材料の使用者がいかに取扱い、保管及び使用すべきかを明確にかつ有効に示すべきものである。表示はあらゆる法的要件に適合し、飼料についての記述並びに使用における指示を与えるべきものである。表示又は添付される書類は、それが適当な場合において、以下の事項を含むべきである。
 - ・飼料の対象となる畜種又は種類に関する情報
 - ・飼料の目的
 - ・適切な添加物への言及を含め、飼料原材料の配合割合の高い順のリスト
 - ・製造業者又は登録者の連絡先に関する情報
 - ・有効である場合は、登録番号
 - ・使用上の指示及び注意
 - ・ロット識別
 - ・製造日
 - ・使用期限又は有効期限
11. 所管当局はリスク管理の手法として、GMO よりなる、GMO を含む又は GMO より

生産された飼料及び飼料原材料が遺伝子組換えに関する言及を表示されるべきことを決することができる。

4.3 飼料及び飼料原材料の遡及可能性 / 製品追跡及び記録保管

12. 製造及び流通の全ての段階における適正な表示及び記録の保管により、飼料添加物を含む飼料及び飼料原材料の遡及可能性 / 製品追跡が可能とされるべきである。このことは、もしなんらかの現実の又は潜在的な健康リスクが明らかとなったときに、原料又は製品の迅速な前方追跡又は後方追跡を容易とし、必要ならば、迅速かつ完全な製品の回収・撤収を容易にするべきものである。安全性に問題が生じた場合に後方追跡を可能とする適当な期間、飼料及び飼料原材料の製造、流通及び使用に関して、利用可能な状態で記録を保持すべきであり、可能な場合、適当な期間、飼料及び飼料原材料の代表試料を保管すべきである。
13. 飼料製造者は全ての飼料について、原材料の供給者並びに受領日、加工工程及び出荷先について、完全な記録を保持すべきである。この記録は以下の事項を含むとよい。
- ・在庫目録（受領物の表示及び送り状を含む。） 実際の処方、混合表、製造日報、苦情綴、製造エラー並びにその対処の綴、分析結果並びに許容値外試料の調査、返品・回収された飼料及び飼料原材料の廃棄に関する記録、洗い流し・回収材料の廃棄に関する記録、混合器のバリデーション及び秤量 / 計量器の検証記録、他

4.3.1 緊急時に適用される特別条件

14. 飼料又は飼料原材料が本規範により制定された飼料の安全性の要件を満たさないと判断した場合、その従事者はできるだけ早く加盟国の所管当局に対して通報すべきである。この情報は可能な限り詳細であるべきで、少なくとも、問題の性質に関する記述、該当する飼料及び飼料原材料に関する記述、対象とする畜種、ロット識別子、製造業者の名称及び原産地を含むべきである。所管当局及び従事者は速やかにこの飼料又は飼料原材料が消費者の健康にいかなる危険も示さないことを確保するよう有効な手段をとるべきである。
15. 特定の飼料又は飼料原材料が国際的に取引され、消費者の健康に危険を生じ得ることがありそうなときは、輸出国の所管当局は可能な限り早く、少なくともその輸入国の所管当局に対し通報するべきである。この通報は可能な限り詳細であるべきであり、少なくとも前段落で示された内容について含むべきである。

4.4 検査及び管理手順

16. 飼料及び飼料原材料の製造者その他関連する事業者は、製造、保管及び輸送に要求される基準を遵守するよう、自己管理 / 自動制御を実践すべきである。人の消費する動物由来食品が安全で適切なものとなるように、飼料及び飼料原材料が製造、流通並びに使用されていることを確認するための、リスクに基づく公式の規制プログラムも設置される必要がある。食品に由来する危害から消費者を保護するため、飼料及び飼料原材料が要件を満たすことの検証に、検査及び管理手順を用いるべきである。検査システムは状況に即した客観的なリスク評価に基づき計画され実行されるべきである。

用いられるリスク評価手法はむしろ国際的に認められたアプローチに合致すべきである。リスク評価は現在有効な科学的実証に基づくべきである。

17. 飼料及び飼料原材料のモニタリングとは、事業者によるものであれ公式検査機関によるものであれ、許容できないレベルの汚染物質その他の有害物質を検出できるような検査、試料採取及び分析を含むべきものである。

4.5 動物飼料に関連する健康危害

18. 全ての飼料及び飼料原材料は最低限の安全基準を満たすべきである。有害物質の濃度は、人の消費する食品中での濃度が問題とされるレベルよりも一貫して低くなるよう、十分に低いことが必須である。飼料に設定されたコーデックスの最大残留基準及び外来最大残留基準が適用されるべきである。コーデックス委員会により設定されたような食品中の最大残留基準は、飼料中の最低限の安全基準を定める際に有用となり得る。

4.5.1 飼料添加物及び薬剤添加飼料に用いる動物薬

19. 飼料添加物及び薬剤添加飼料に用いる動物薬は安全性を評価され、所管当局によりあらかじめ是認された明確な条件下で使用されるべきである。
20. 薬剤添加飼料に用いる動物薬はコーデックス推奨国際動物薬使用管理実施規範（Codex Recommended International Code of Practice for the Control of Use of Veterinary Drugs）の規定に適合すべきである。
21. 誤用を避けるよう、飼料添加物と薬剤添加飼料に用いる動物薬との境界が設定されてもよい。
22. 飼料添加物はその品質を維持し、誤用や安全でない汚染を最小化するように受入、取扱い及び保管されるべきである。これらを含む飼料は明確に定められた使用説明書を厳密に遵守して使用されるべきである。
23. 抗生物質は、公衆健康への安全性評価のないままに、成長促進目的で飼料に使用されるべきではない。

4.5.2 飼料及び飼料原材料

24. 飼料及び飼料原材料は、安全で適切な場合に限り製造、販売、保管及び使用されるべきであり、さらに、使用に際し、消費者の健康へのいかなる許容できないリスクも示すべきではない。特に、許容できないレベルで有害物質に汚染された飼料及び飼料原材料は、飼料に適さないものとして明確に識別されるべきであり、販売及び使用されるべきではない。
25. 飼料及び飼料原材料は、使用者の誤解を招きかねない状態で供与又は販売されるべきではない。

4.5.3 有害物質

26. 飼料及び飼料原材料中の、工業由来及び環境由来汚染物質、農薬、放射性核種、残留性有機汚染物質、病原体若しくはカビ毒等の毒素のような有害物質については、その存在を明らかとし、管理及び最小化すべきである。BSE 感染源となり得る動物生産物

は反すう動物への直接給餌又は反すう動物用飼料の製造に用いられるべきではない。許容できないレベルの汚染物質を減ずるための管理手法は、これによる食品の安全性への影響の見地から評価されるべきである。

27. それぞれの有害物質の消費者の健康へのリスクを評価すべきであり、そのリスク評価により、飼料及び飼料原材料における最大基準の設定又は飼料への特定の原料の使用禁止を導くことができる。

第5節 飼料及び飼料原材料の製造、保管、輸送及び流通

28. 安全で適切な飼料及び飼料原材料の製造、保管、輸送及び流通に係る責任は、農家、飼料原材料製造業者、飼料混合業者、トラック運送業者等、全ての飼料チェーンの関係者に存する。飼料チェーンの各関係者は、適用される法的規制への遵守を含め、監督する全ての行為に責任を有する。
29. 飼料及び飼料原材料は、安全性に影響を及ぼし消費者の健康に悪影響を導き得る相容れない作業が行われる施設又は設備において製造、加工、保管、輸送及び流通されるべきではない。水産養殖の独特性のため、これらの一般原則の適用については、水産養殖と陸生動物の畜産との相違を考慮しなければならない。
30. 適当な場面において、食品の安全性に影響を及ぼし得る危害を管理するため、作業者は GMP 及び、可能な場合は、HACCP の原則に従うべきである。この目的は、飼料の安全性を確保し、動物飼料及び動物由来食品の汚染を、完全な危害の除去が可能でないことを鑑み、正当に達成し得る限り防止することである。
31. GMP 及び、可能な場合の、HACCP に基づくアプローチの効果的な実行とは、特に以下の分野に確実に取り組むべきものである。

5.1 建 物

32. 飼料及び飼料原材料を加工する施設及び設備は、操作、保全及び清掃が容易であり、飼料の汚染を最小化するように構築されるべきである。製造施設内の加工フローも飼料の汚染を最小化するように設計されるべきである。
33. 飼料製造に用いる水は衛生基準を満たし、動物に適した品質であるべきである。タンク、パイプその他の水の保管及び輸送に用いられる設備は、安全でないレベルの汚染を起こさないような適切な材質により成るべきである。
34. 下水、排水及び雨水は設備、飼料及び飼料原材料を汚染しないように排出されるべきである。

5.2 受入、保管及び輸送

35. 化学肥料、農薬その他の飼料及び飼料原材料に用いるつもりのない材料は、製造エラー及び飼料及び飼料原材料の汚染のおそれを避けるため、飼料及び飼料原材料と隔離して保管すべきである。
36. 加工済の飼料及び飼料原材料は未加工の飼料原材料から隔離して保存すべきであり、適当な包装材を用いるべきである。飼料及び飼料原材料は、食品の安全性に負の影響を与えそうなレベルのいかなる交差汚染の起こるおそれも最小化するような方法で受

入、保管及び輸送されるべきである。

37. 飼料及び飼料原材料中の有害物質の存在を監視及び管理すべきである。

38. 飼料及び飼料原材料は可能な限り早く配送及び使用されるべきである。あらゆる飼料及び飼料原材料は、劣化及び汚染を最小化し、かつ、正しい飼料が正当な動物群に確実に送られるようにする方法で保管及び輸送されるべきである。

39. 飼料及び飼料原材料の取扱い、保管及び輸送の全ての段階で劣化及び腐敗を最小化するように注意すべきである。モイスト及び半モイストの飼料中の菌及びバクテリアの増殖を制限するため、特別な警戒措置をとるべきである。飼料及び飼料原材料の製造及び加工施設では結露は最小化されるべきである。ドライの飼料及び飼料原材料は、菌及びバクテリアの成長を制限するため乾燥を保たれるべきである。

40. 廃用の飼料及び飼料原材料その他の安全でないレベルの有害物質その他のいかなる危害を含む材料も飼料として用いられるべきではなく、しかし、適用される法規制に従った方法で廃棄されるべきである。

5.3 従業員教育

41. 飼料及び飼料原材料の製造、保管及び取扱いに携わる全ての従業員は十分に教育され、食品の安全性を守る上での各自の役割及び責任を留意すべきである。

5.4 衛生及び病虫害管理

42. 飼料及び飼料原材料、加工プラント、保管施設及びその隣接環境は清潔に保たれるべきであり、効果的な病虫害管理プログラムを実施するべきである。

43. 製造、加工、輸送、保管、運搬、取扱い及び秤量に用いる容器及び設備は清潔に保たれるべきである。洗浄プログラムは洗浄剤及び消毒剤の残留を最小化して、有効に実施されるべきである。

44. ドライの飼料又は飼料原材料を取り扱う機械を水洗浄した際には乾燥してから用いるべきである。

45. モイスト及び半モイストの飼料及び飼料原材料について菌及びバクテリアの増殖を防止するために洗浄装置を用いる場合は特別な警戒措置をとるべきである。

5.5 設備の性能及び保守

46. 飼料及び飼料原材料の製造に用いるあらゆる秤量及び計量器は、その重量及び体積の測定範囲に対して適当なものであるべきであり、定期的にその精度を試験すべきである。

47. 飼料及び飼料原材料の製造に用いるあらゆる混合器は、その重量又は体積の使用範囲に対して適当なもので、均一な混合又は希釈に適した製造能力を有するべきであり、定期的にその性能を検証するために試験するべきである。

48. 飼料及び飼料原材料の製造に用いる他の全ての設備は、加工する重量又は体積の使用範囲に対して適当なものであるべきであり、定期的にモニターすべきである。

5.6 製造管理

49. 規制された若しくは害をなすおそれのある材料（特定の動物副産物、動物薬等）を含む飼料及び飼料原材料のバッチ間の交差汚染を避けるため、製造手順を用いる（例えば、洗い流し、順序付け、物理的清掃等）べきである。これらの手順は、薬剤添加飼料及び非薬剤添加飼料その他相容れない飼料との交差汚染を最小化するためにも用いられるべきである。交差汚染により生じる食品の安全性へのリスクが重大で、適当な洗い流しや清掃法では不十分であると考えられる場合には、完全に分離した製造ライン、輸送、保管、配送設備の使用を検討すべきである。
50. 熱処理、認可された化学物質の添加等の病原体管理手順を工程の適当な箇所で講じ、製造過程の可能な段階でモニターすべきである。

5.7 返品

51. 消費者の健康に脅威を与えると考えられるあらゆる飼料及び飼料原材料を速やかに市場より排除し、関連する飼料を与えられた動物を識別できるようにするため、飼料及び飼料原材料の同一性及び配布先を含め、本規範 4.3 に示すように記録及びその他の情報を保持すべきである。

第6節 農場における飼料及び飼料原材料の製造及び使用

52. 本節は農場及び水産養殖における飼料及び飼料原材料の耕作、製造、管理及び使用に関する手本を与えるものである。
53. 本節は、第4節及び第5節の適用される要件と結びつけて用いられるべきである。
54. 人の消費する食品の安全性を確保することの助けとするため、食品生産動物の飼料又は飼料原材料として用いられる牧草、穀物及び飼料作物の農場における生産のあらゆる段階において、適正な農耕の基準が適用されるべきである。水産養殖においても、可能な場合同じ原則が適用されるべきである。3種類の、すなわち、
生物学的：バクテリア、菌その他の病原微生物等、
化学的：薬物、農薬、肥料その他の農業関連物質の残留等、及び
物理的：折れた針、機械その他の異物
汚染が、農場での飼料及び飼料原材料の製造の大部分の段階での危害を代表するものである。

6.1 飼料の農耕生産

55. 食品生産動物の飼料又は飼料原材料として用いられる、天然の、改良された及び耕作された牧草、飼料作物並びに穀類の生産には適正な農耕の基準の遵守が推奨される。適正な農耕の基準に従うことは、食品チェーンに生物学的、化学的及び物理的汚染が入り込むリスクを最小化する。収穫後の穀物残さ及び刈り株を食べさせる場合、その他食品チェーンに入り込むものは、これらも家畜飼料とみなされるべきである。多くの家畜はその敷料の一部を食する。敷料を産出する作物又はわら、樹皮等も飼料原材料と同様の方法で管理されるべきである。動物群間の交差汚染を減ずるため、循環放牧、堆肥の分散等の適正な牧地管理の基準を用いるべきである。

6.1.1 用地選択

56. 動物の飼料及び飼料原材料の生産に用いる土地は、大気、地下水又は流去水からの工業汚染物質が原因となって、食品の安全性にリスクを生じうる動物由来食品が生産されることが予想されるような工業地帯の近傍に位置させるべきではない。近接する土地からの流去水及び灌漑水に存在する汚染物質は食品の安全性にリスクを生じるレベルより低くあるべきである。

6.1.2 肥料

57. 耕作地又は牧草地に堆肥を施肥する場合は、適正な取扱い及び保管システムを実行し、動物由来食品の安全性に負の影響を与えうる環境汚染を最小化するように維持すべきである。堆肥の施肥と放牧又は飼草の収穫（サイレージ及び乾草生産）との間に、堆肥を分解させ汚染を最小化させる十分な間隔を設けるべきである。
58. 堆肥、コンポストその他の植物の栄養剤は、食品の安全性に悪影響を及ぼし得る動物由来食品への生物学的、化学的及び物理的汚染を最小化するため、適正に使用及び施肥されるべきである。
59. 化学肥料は、動物由来食品の安全性に負の影響を及ぼさないよう、適正に取扱い、保管及び施肥されるべきである。

6.1.4 殺虫剤及びその他の農薬

60. 殺虫剤及びその他の農薬は安全なソースから得られるべきである。化学物質の使用について規制のある場合は、その制度の要件に従わなければならない。
61. 殺虫剤は製造者の指示に従って保管すべきであり、農薬使用に関する適正農耕基準（Good Agricultural Practice in the Use of Pesticides）に適合して使用されるべきである。農家が製造者の使用説明書に注意深く従うことが重要である。
62. 殺虫剤及びその他の農薬は、いかなる水域、土壌、飼料及び飼料原材料の汚染により、食品の安全性に悪影響を及ぼし得る動物由来食品の汚染が引き起こされることのないような方法で責任を持って処分されるべきである。

6.2 農場における飼料製造

6.2.1 飼料原材料

63. 農場において飼料を製造する者は、飼料原材料を農場外から調達する場合には、本規範4.1節にある適用される指針に従うべきである。
64. 農場において製造される飼料原材料は、農場外から調達される飼料原材料について定められた要件に適合すべきである。例えば、化学物質により処理された種子を飼料として与えるべきではない。

6.2.2 混合

65. 農場において飼料を製造する者は、本規範第5節にある適用される指針に従うべきである。特に本規範5.6節に留意すべきである。
66. 飼料は特に、飼料又は飼料原材料の安全性若しくは休薬期間に影響を及ぼしうる飼料

又は飼料原材料との交差汚染のおそれを最小にするような方法で混合されるべきである。

6.2.3 監視記録

67. 飼料に関連して起こりうる汚染又は疾病事故の調査の助けとなるよう、農場における飼料製造者が従った飼料の製造手順の適切な記録を保持すべきである。

68. 4.3節に定める記録に加え、納入する飼料原材料、受入日及び製造した飼料のバッチの記録を保持すべきである。

6.3 適正な動物飼養の基準

69. 適正な動物飼養の基準とは、化学的及び物理的リスクを最小化しながら農場での飼料及び飼料原材料の適正な使用を確保させるような実践を含むものである。

6.3.1 水

70. 飲用又は水産養殖用の水は、生産される動物にとって適当な品質であるべきである。水に由来する動物への汚染が心配される理由がある場合は、危害を評価し最小化する措置をとるべきである。

6.3.2 放牧

71. 牧草地及び耕作地での放牧は、生物学的、化学的及び物理的な食品の安全性への危害による動物由来食品の避けられる汚染を最小化するような方法で管理されるべきである。

72. 適当な場合、堆肥からの生物学的交差汚染を最小化するため、家畜に牧草、作物、刈り株を食べさせる前及びそのローテーションの合間には、十分な期間を設けるべきである。

73. 農薬を使用する場合は、作業者は要求される休薬期間を確実に遵守するべきである。

6.3.3 給餌

74. 適切な飼料を正しい動物群に与え、使用上の指示に従うことが重要である。給餌の際の汚染を最小化すべきである。食品の安全性へのリスクを管理するため、動物に何をいつ与えたかについての情報が利用可能とされるべきである。

75. 薬剤添加飼料を投与された動物は、正確な休薬期間（もしあれば）が過ぎるまで識別され適切に管理されるべきであり、その手順については記録を保持しなければならない。薬剤添加飼料が正しい場所に運ばれ、投薬を必要とする家畜に与えられることが確保される手順に従うべきである。薬剤添加飼料を配送及び配布した飼料運搬車及び給餌設備は使用後に、次回に異なる薬剤添加飼料や非薬剤添加飼料を運搬する場合、洗浄すべきである。

6.4 畜舎飼養及び群／集中飼養設備

76. 動物生産ユニットは食品の安全性にリスクを生じる動物由来食品が生産されないよう

な場所に設置すべきである。汚染地及び毒性源となるおそれのある施設に動物が立ち入らないように注意すべきである。

6.4.1 衛生

77. 動物生産ユニットは十分に清掃できるような設計とすべきである。動物生産ユニット及び給餌設備は、食品の安全性への危害のおそれを防止するため、定期的に全体清掃すべきである。飼料製造設備の清掃及び殺菌のための薬品は適度な量を指示に従って使用すべきである。これらの製品は適正に表示し、飼料製造、保管場所及び給餌場所から離して保管すべきである。
78. 食品の安全性への危害のおそれを最小化するため、病虫害が動物生産ユニットに近づくことを制限するよう、病虫害管理システムを実行すべきである。
79. 動物生産ユニットの従事者及び作業者は、飼料による食品の安全性への危害のおそれを最小化するよう、適切な衛生基準を遵守すべきである。

6.5 水産養殖

80. 水産養殖は魚類、軟体動物、甲殻類、頭足類等広範囲の種を含む。この水産養殖の複雑性は、海洋での巨大なカゴから小さい淡水池に至る広範囲の養殖方法に反映されている。この多様性は更に、幼生から成体までのステージに応じて要求する、飼料と同様に養殖方法の違いの範囲に反映されている。栄養学的なアプローチは、水の中に自然に生じる栄養分のみでの給与から、複雑な装置による科学的に設計された複合飼料の使用まで拡がりがある。
81. 食品の安全性を確保するため、用いられる養殖方法、養殖場所、技術、材料及び飼料について、食品の危害を減ずるため汚染を最小化するよう、必要な警戒をとるべきである。

第7節 試料採取及び分析法

7.1 試料採取

82. 試料採取のプロトコルは科学的に認められた原則及び手順に適合すべきである。

7.2 分析

83. 科学的に認められた原則及び手順を用いて、開発及びバリデートされた実験室法を用いるべきである。分析法を選択する際は、ルーチン利用に適し、また信頼性のある方法を優先しながら、実用性も考慮すべきである。飼料及び飼料原材料のルーチン分析を行う実験室は、用いる各分析法への適格性を保証し、適切な文書化を維持すべきである。